東小金井駅北口のまちづくり

第52号
令和5年10月
発行　小金井市
編集　都市整備部区画整理課
小金井市梶野町5-3-37
電話(042)388-0771
FAX(042)388-1513

区画整理が進んできました ～進捗状況について～

日頃より本市土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本事業では、平成20年度から道路築造工事、平成21年度から建物移転を順次開始させていただいております。

施行状況と今後の予定につきましては、見開き2～3ページの施行箇所図に掲載しております。今年度の主な工事として、小3・4・8新小金井久留米線の一部区間と区画道路の整備を予定しております。

建物移転につきましては、見開き2～3ページの整備予定に併せて順次地権者の方々と移転に向けた交渉をさせていただく予定です。

整備に伴う通行経路の変更等、皆さまには御不便・御迷惑をお掛けしますが、事業の推進にあたりまして、今までと同様丁寧な説明に努めて参りますので、今後とも御理解・御協力をお願いいたします。

土地区画整理審議会を開催しました

土地区画整理審議会を東小金井駅開設記念会館（マロンホール）2階会議室（令和5年度第1回は区画整理課事務所2階会議室）において左記のとおり開催しました。

記

・令和4年度第2回土地区画整理審議会
日時　令和4年10月14日（金）午前10時00分から
内容　①令和4年度の事業概要について（追加報告）
②仮換地指定（第33回）について（※）

・令和4年度第3回土地区画整理審議会
日時　令和5年2月10日（金）午前10時10分から
内容　①仮換地指定（第34回）について（※）

・令和5年度第1回土地区画整理審議会
日時　令和5年5月26日（金）午前10時00分から
内容　①令和5年度の事業概要について

※仮換地指定（第33・34回）については審議会から異議のない旨の答申をいただきました。

土地区画整理事業区域内の土地について

土地区画整理事業地内での土地の売買につきましては、土地区画整理法上の制限はありませんので、自由に売買することが可能です。

なお、土地区画整理事業中であるため、その土地には、建築物等の移転、建築の制限、清算金等の権利義務が発生します。後々のトラブル防止のために、売買の際は、売主と買主の間で、これらの権利義務の取扱いについては、あらかじめ協議をしていただくようお願いします。

なお、売買等で土地所有者や連絡先等に変更があった際は、区画整理課まで御連絡くださいますようお願いします。

交通広場東側の街区の街並みが変わってきました

令和4年度に小3・4・9東小金井駅北口線（梶野通り）と小3・4・16東小金井駅北口東西線（地蔵通り）の交差点部分ほかの道路整備工事及び交通広場より東側の街区（23・24街区）の整地工事、梶野公園（2号公園）南側の整備工事を行い、まちなみが変わってきました。

駅前の交差点の地盤高を周辺の整備済み箇所の高さに合わせて下げたことにより、車道・歩道の坂や段差が解消されました。また、一部幅員が狭かった歩道は工事により拡幅され、朝夕の通勤通学時間帯等の混雑時もスムーズに通行できるようになりました。

今後は、無電柱化工事や歩道の整備（植栽帯など）を進めていきます。

歩車道の坂の解消と狭い歩道を改善（梶野通りより交差点へ）

歩車道の坂と段差を解消（交通広場東側）

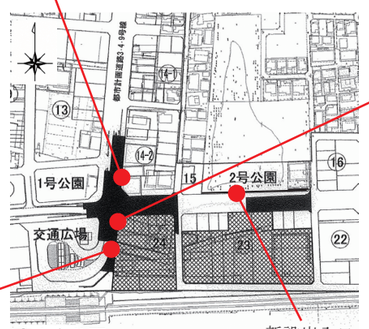

狭い歩道を改善（交通広場東側）

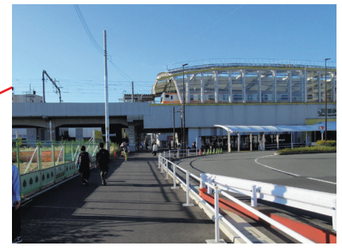

駅前の交差点に信号機が設置されます

道路整備の進捗に伴い、駅前の交差点に今年度、信号機が新設（秋頃予定）されます。これにより、車両と車両、車両と歩行者の交通事故防止へ繋がり安全に通行できるようになります。

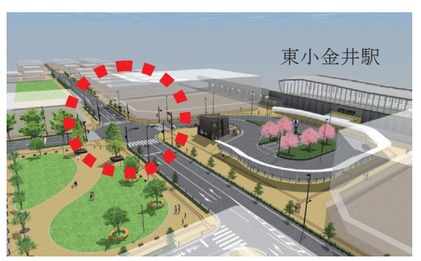

交差点への信号機設置（イメージ図）

梶野公園の南側に出入口が新設されました

梶野公園（2号公園）の整備工事に伴い南側に出入口が新設され、駅側からのアクセスが便利になりました。

古紙を配合しています